技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案は不可とする。工事目的物とは、契約する単価項目すべてを示すもので、単価項目を施工するにあたっての仕様を契約書および設計図書で示したものをいう。ただし、コンクリートに関しては硬化後の形状・寸法を変更せず所定の要求性能を満たす範囲での混和剤等の提案は可能とするが、場所打ちコンクリートをプレキャストにする提案等は不可とする。

⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。なお、入札時に施工方法等の提案を行い、その提案が採用された場合には、採用された提案に対する再度の提案は受け付けない。

⑽　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

⑾　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。(詳細は入札(見積)者に対する指示書を参照)

2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、名古屋支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年中日本高速道路株式会社規程第25号。以下「規程」という。)第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　【単体の場合】

土木工事において、開札時に平成23・24年度中日本高速道路株式会社一般競争の参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,470点以上の土木工事を有している者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,470点以上(土木工事）であること。)。

②　【特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合】

土木工事において、開札時に平成23・24年度中日本高速道路株式会社一般競争の参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,320点以上の土木工事を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。)でないこと。又は、この条件を満たす２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷　平成14年度以降に元請けとしてしゅん功した、次に掲げるア)、イ）及びウ）の工事の施工実績を有すること。なお、次に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ施工実績として認める。

①　単体又は特定建設工事共同企業体(甲型)を構成する場合の代表者

ア）土工量(切土量又は盛土量の大きい方)が70万㎥以上ある道路土工工事

イ）躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ又はケーソン、深礎の天端から橋脚天端までの高さ）25m以上のコンクリート橋脚の工事

ウ）１基当り底面積（作業室面積）40㎡以上あるニューマチックケーソン工の工事

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

ア）土工量(切土量又は盛土量の大きい方)が35万㎥以上ある道路土工工事

イ）躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ又はケーソン、深礎の天端から橋脚天端までの高さ）10m以上のコンクリート橋脚の工事

ウ）１基当り底面積（作業室面積）20㎡以上あるニューマチックケーソン工の工事

⑸　次に掲げる基準を満たす現場代理人及び主任（監理）技術者を当該工事に配置できること。

①　専任の主任（監理）技術者が、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。

なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む）している期間とする。

ただし、複数の主任（監理）技術者を配置する場合は、下記の期間とする。

・切盛土工に係る工事の経験を有する技術者は工事現場が稼動している期間。
・橋梁下部工に係る工事の経験を有する技術者は橋梁下部工が稼動している期間。
・ケーソン工に係る工事の経験を有する技術者はニューマチックケーソン工が稼動している期間。

②　配置予定技術者の工事経験　現場代理人、主任（監理)技術者のうち１名以上が、平成14年度以降に元請けとしてしゅん功した、次に掲げるア)、イ）及びウ）の施工実績を有すること。ただし、次に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。また、現場代理人の他、複数の主任（監理）技術者を配置することができることとし、すべての工種の経験を同一の者が有している必要はない。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ施工実績として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りでない。

切盛土工

ア）土工量（切土量又は盛土量の大きい方）が35万㎥以上ある道路土工工事

橋梁下部工

イ）躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ又はケーソン、深礎の天端から橋脚天端までの高さ）10m以上のコンクリート橋脚の工事

ケーソン工

ウ）１基当り底面積（作業室面積）20㎡以上あるニューマチックケーソン工の工事

③　専任の主任（監理）技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④　監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑺　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。